

バリアフリー（居住安全）改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額について

長寿社会における安心・安全な住宅をめざしバリアフリー改修を支援するため、平成19年4月1日から平成30年3月31日までの間の既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に固定資産税（家屋分）を減額する制度が創設されました。【省エネ改修工事との重複申請も可】

1. 減額措置の適用要件

- (1) 平成19年1月1日以前に建てられた住宅。（賃貸住宅は除く）
- (2) 次のいずれかの方が居住する住宅。（居住者要件）
 - ア. 65歳以上の方
 - イ. 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ウ. 障害者の方（障害者手帳必要）
- (3) 対象となる改修工事内容
 - ア. 廊下の拡幅
 - イ. 階段の勾配の緩和
 - ウ. 浴室の改良
 - エ. 便所の改良
 - オ. 手すりの取付
 - カ. 床の段差の解消
 - キ. 引き戸への取り替え
 - ク. 床表面の滑止化
- (4) 工事費要件
補助金等を除く自己負担額が50万円以上に限る。（ただし、平成25年3月31日までに、バリアフリー改修工事にかかる契約を締結している場合は30万円以上であること。）

2. 申告手続きと添付書類について

- (1) 所定のバリアフリー（居住安全）改修家屋の減額申告書による申請が必要です。
- (2) 改修箇所の写真等（改修前・改修後）
- (3) 改修後3ヵ月以内に、工事明細書の写し
（工事内容を示す書類は、建築士登録性能評価機関等による証明でも可）
- (4) 改修工事費の領収証の写し
- (5) 介護保険の被保険者証・障害者手帳・療育手帳などの確認
（居住者要件によって異なるため、個別対応）
- (6) 工事費に関して補助金等を受けている場合はその交付決定通知書の写し

3. 減額措置の内容

- (1) 減額対象床面積は一戸当たり床面積100㎡相当分まで
- (2) 工事完了した翌年度分に限り、固定資産税額（家屋分）の3分の1を減額

【留意点】

1. 新築家屋の軽減・耐震改修の減額を受けている者は除く。
2. 親族に無償で貸付けている家屋は賃貸住宅になりません。

問合先：江差町役場 税務課課税係 電話（0139）52-6723

バリアフリー（居住安全）改修に伴う固定資産税の減額申告書

平成 年 月 日

檜山郡江差町長

申告者（納税義務者との続柄）
 住 所
 氏 名 _____ 印
 マイナンバー
 電話番号（ ） -

江差町税条例附則第10条の2第7項の規定に基づき、下記の家屋に係るバリアフリー（居住安全）改修に伴う固定資産税の減額の適用を受けるため申告します。

記

家屋の明細	所在地	檜山郡江差町字		
	家屋番号		種類	
	構造	造 葺 階建		
	床面積	m ²	うち居住部分の床面積	m ²
	建築年月日	年 月 日		
	登記年月日	年 月 日 ・ 未登記		
人的要件該当者	住 所	檜山郡江差町字		
	氏 名			
	事 由 <small>該当する番号を○で囲んでください</small>	1. 65歳以上の方 2. 要介護認定又は要支援認定を受けている方 3. 障害者の方		
改修工事	完了年月日	年 月 日		
	工事内容	1.廊下の拡幅 2.階段の勾配緩和 3.浴室の改良 4.トイレの改良 5.手すりの取付 6.床の段差解消 7.引戸への取替 8.床の滑り止め		
	費 用	改修費用総額	①	円
		補助金等給付額	②	円
自己負担額		① - ②	円	
※改修工事が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由				

【添付書類】

改修工事に伴う工事明細書・改修箇所の写真等・改修工事費の領収書・改修工事費の補助金交付決定通知書（写し）等